

第2回 定期総会議事録

令和7年4月25日

太田市農業委員会

太田市農業委員会第2回定期総会 議事録

開催日時 令和7年4月25日（金） 午後4時00分

閉会日時 令和7年4月25日（金） 午後5時00分

開催場所 太田市新田庁舎 2階 大会議室

出席農業委員 2. 遠藤 弘一 4. 長島 佳男 5. 太田 安弘 6. 塚越 仲夫
7. 原田 和男 9. 津久井 準一郎 10. 木村 克己 11. 高木 勝
12. 清水 由紀江 13. 中村 幸江 15. 小磯 典夫 16. 石原 康男
17. 室田 道博 19. 片亀 昌子

出席推進委員 1. 大町 精一 2. 加藤 武 3. 金田 春光 4. 藤倉 栄
5. 峯崎 一郎 6. 亘 浩 7. 寺内 知司 8. 武藤 尚
9. 細堀 秀雄 10. 岡田 長夫 11. 岡田 英夫 12. 今井 克司
15. 岡部 修一 18. 栗原 栄 20. 村岡 幾二郎 21. 小澤 淳
22. 佐藤 慎吾 23. 櫻井 昭彦 24. 斎藤 博 26. 島崎 嘉洋
28. 大島 重雄 29. 窪田 幸夫 30. 半田 育夫 31. 木村 治雄
32. 永田 昌史 33. 松井 直弘

欠席農業委員 1. 長谷川 耕一 3. 山田 清作 8. 飯塚 茂夫 14. 内田 達夫
18. 永井 幸二

欠席推進委員 13. 齋藤 辰雄 14. 今井 信夫 16. 新島 恒男 17. 橋本 豊久
19. 阿久澤 直樹 25. 大木 巧 27. 柿沼 和幸

出席職員 毛呂事務局長、小此木次長、河内次長補佐、高田次長補佐
高橋係長代理、高橋係長代理、川田主官専門員、小畠主任

会議に付した事項

議 事 報 告	議案第 1 号	令和 7 年度太田市農作業参考料金表（案）について
	報告第 1 号	令和 6 年度農地パトロールの結果について
	報告第 2 号	令和 6 年度農地法許可及び届出件数について
	報告第 3 号	令和 6 年太田市農地賃借料情報について
そ の 他	(1) 令和 7 年度農業委員会事務局事務分担について	
	(2) 令和 7 年度農業政策課補助金メニューについて	
	(3) 令和 7 年度農村整備課各種整備事業について	

事務局 　ただ今から第２回農業委員会定期総会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、長島会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会　　長 　農業委員会は毎年一回、意見を集約して太田市長に対して要望を出しています。昨年の優良農業者表彰の際に、参加者から大型機械の導入に関して資金負担が大変だという話がありました。その件で市長に要請をしました。１箇所につき１億円必要で４箇所だから４億円必要という話しをして市長も了解したという話しをしてくれました。その後、昨年の７月の要望書の中には大型機械だけ支援をすると大型機械以外を使う農家に対して不平等であり、そのため例えばトラクターのアタッチメントや野菜等をつくる小型機械にも対応しないとバランスに欠けるという話しを市長への要望書の中に盛り込みました。今年も７月前後に農業委員会としての要望を市長に出したいと思います。

これから本格的に農作業が進むと事故が心配です。トラクターの横転事故、路肩を踏み外したという事例が多いです。事故については十分気をつけてください。本日はよろしくお願いします。

事務局 　ありがとうございました。それでは、農業委員会に関する法律第５条第３項により、長島会長に議長となつていただきまして、議事の進行をお願いいたします。長島会長、よろしくお願いいたします。

議　　長 　はじめに次第３、日程（１）の定足数の報告を事務局よりお願いします。

事務局 　農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、総会は在任委員の過半数の出席が必要となりますが、現在の委員総数５２名、本日の総会出席委員は４０名で、過半数以上の出席がありますので、本総会は成立することをご報告申し上げます。

議　　長 　次に、（２）会期の決定についてお諮りいたします。会期は本日１日と

したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りと決定いたします。

議 長 次に、(3) 議事録署名委員および書記の選任についてです。

議事録署名委員につきましては、太田市農業委員会総会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長より指名いたします。

議事録署名委員に 議席番号 6 番 塚越 仲夫 委員

議席番号 7 番 原田 和男 委員

の 2 名を指名いたします。

また、書記については、事務局の小畠主任を指名いたします。

議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら、報告願います。

事 務 局 訂正等はありません。

議 長 それでは、次第の 4 議事に入ります。

議案第 1 号「令和 7 年度太田市農作業参考料金表（案）について」事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、ご説明させていただきます。農作業参考料金表（案）の算出に当たり、基本的な考え方として、近隣市町（伊勢崎市・館林市・邑楽町・大泉町）と市内 2 つの農協の作業単価の全体平均額もしくは平均額以上としてあります。

傾向としては、昨今の農業用資材等を含めた物価高騰の影響により、全体的に参考料金の値上がりが顕著化しております。一例を申し上げますと、水田・畑耕起ともに昨年度「6,820 円」から、今年度は「7,070 円」と作業単価が上がっております。それでは、議案第 1 号に関して、よろしくご協議のほどお願いいたします。

議 長 　ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 　なし。

議 長 　議案第 1 号について賛成する方の挙手をお願いします。

（挙手 全員）

事 務 局 　全員賛成です。

議 長 　全員賛成でありますので本案は原案の通り承認されました。以上で議事を終了いたします。

議 長 　次に次第 5 「報告」に入ります。報告第 1 号「令和 6 年度農地パトロールの結果について」事務局より説明願います。

事 務 局 　それでは、報告第 1 号令和 6 年度農地パトロールの結果について、ご報告申し上げます。議案書 2 ページ、資料 2 をご覧ください。

令和 6 年度の農地パトロールにおいて、農地の利用状況並びに利用意向調査を委員の皆様の実施していただきました。

その結果、改めて管内の遊休農地の洗い出しを行うことが出来ました。また、3 ページには、同時に「営農型太陽光発電施設」の現地確認を行い、152 筆の調査のうち 12 筆が指導対象となり、指導通知書を送った結果を載せてあります。詳細につきましては、資料を参照していただきたいと思います。よろしく願いいたします。尚、資料「分類欄：1 号」とは、農地法第 32 条第 1 項第 1 号に基づく遊休農地であり、草刈り・基盤整備等で再生可能な農地のことです。また、「再生困難」とは、既に山林等の様相を呈している農地であり、再生利用が困難な農地のことです。

議 長 　ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

16 番農業委員 　営農型太陽光発電に関して意見を言わせてください。これから新規に

太陽光発電の設備を作る場合に、設備そのものの高さが約7～9mと高いので日影の問題が発生します。私に対応した事例として、過日申請があった中で日影になる田んぼの所有者から反対意見が出ました。太陽光発電設備の設置に関するはっきりとした規制が無いのが現状だと思います。申請者に対して周りの農地の所有者に対して協議をしていただいて円満解決してほしいとお願いをしたが、話しの折り合いがつかず却下をした事例がありました。今まで日照権の問題は表に出なかったように思います。これからは許可基準の中にその点の検討をお願いしたいです。

事務局 質問について回答させていただきます。営農型太陽光の新規の申請があった際には、農業政策課の地域計画に支障が無いかも含めて、協議の場で近隣の方にご説明、了解を頂き、それを経て申請に進めるという形になりました。今年度は近隣の方の同意等がとれず、地域計画に支障があるとみなされた場合、先に進めないということになります。

16番農業委員 了解。ありがとうございます。

議長 他に質問が無いようなので、続きまして報告第2号令和6年度農地法許可及び届出件数について事務局より説明願います。

事務局 それでは、資料の4ページ、5ページをお開きください。資料3、令和6年度農地法許可及び届出件数についてご報告させていただきます。まず初めに4ページ、3条・4条・5条許可件数となります。3条につきましては、合計で135件、254,420.27㎡。4条につきましては、39件、32,408.22㎡。5条につきましては、331件、253,294.90㎡となっております。続きまして、5ページ、4条・5条届出件数となります。4条届出につきましては、41件、27,20.85㎡。5条届出につきましては、297件、319,216.48㎡となっております。最後に、令和6年度の4条、5条許可及び届出

件数及び面積につきましては、左下に記載のとおり、708件、632,140.45㎡となっております。以上、ご報告させていただきます。
よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 質問も無いようですので、続きまして報告第3号「令和6年太田市農地賃借料情報について」事務局より説明願います。

事 務 局 報告第3号令和6年太田市農地賃借料情報について、ご報告申し上げます。議案書6ページ、資料4をご覧ください。こちらは、令和6年1月から12月までの間に締結された、太田市内の農地の賃貸借における10a当たりの賃借料について、各地区別に件数と最高・最低額そして平均額の実績について、報告させていただくものです。詳細につきましては、資料のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 なし。

議 長 次に、次第6「その他」に入ります。(1)「令和7年度農業委員会事務局事務分担について」事務局より説明願います。

事 務 局 その他の(1)「令和7年度農業委員会事務局事務分担」についてご説明申し上げます。議案書7ページ、資料5をご覧ください。事務局全般の統括については、毛呂事務局長と小此木事務局次長が行います。
各事務事業につきましては、農業振興係がわたくし河内を含め6名体制で、交付金事務や遊休農地対策、農地台帳システム、また農業者年金などの事務を担当いたします。また、農地係につきましては、高田次長補

佐を含め同じく 6 名体制で、農地法の許認可業務や違反転用などの事務を担当いたします。担当業務の詳細は、資料のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

議長 ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

委員 なし。

議長 質問も無いようですので続きまして（２）令和 7 年度農業政策課補助金メニューについて農業政策課より説明を願います。

農業政策課 農業政策課の補助事業について説明いたします。資料 6 の農業政策課補助事業一覧をご覧ください。はじめに農政係で所管します補助金の概要について説明いたします。主だった事業についてのみ説明いたしますのでご了承ください。No. 1 の農業次世代人材投資事業費補助金、No. 3 の経営開始資金補助金、No. 4 の経営発展支援事業費補助金につきましては認定新規就農者を対象とした補助金で国庫補助となっています。そのうち 1 番、3 番については新規就農をされた方に就農直後の経営確立を支援する資金を交付するもので、農業次世代人材投資事業費補助金につきましては月 1 2 万 5 千円年間で最大 1 5 0 万円を最長で 5 年間交付するものです。こちらに関しては令和 3 年度で新規の受付は終了となっています。令和 4 年度からは No. 3 の経営開始資金補助金に名称がかわりまして、交付額については年間最大 1 5 0 万円ですが、交付期間については最長 3 年間ということになっています。

次に No. 5 の認定農業者農用地利用集積促進奨励金ですが、こちらは認定農業者を対象とした市単の補助金となっています。認定農業者で借り受け後の耕作面積が 2 7 0 a 以上、5 年以上の新規の賃借権を設定した場合に奨励金を交付するものとなっています。昨年度まで農地の貸し手の

方に農地集積事業推進支援金というものが交付されておりましたが、中間管理機構への切り替えに伴いまして今年度からはそちらで実施されています。農政係からの説明は以上となります。つづきまして農業支援係から説明いたします。

農業支援係の有坂と申します。農業支援係が担当している主な補助金の概要についてご説明させていただきます。資料の 8 番をご覧ください。こちらは昨年度の 10 月にスタートした大型農業機械導入支援事業費補助金事業です。今年度におきましても事業継続しています。昨年度の実績についてですが、申し込み件数が 18 件ありまして、合計で 9507 万円の補助金を交付させていただいております。本年度の事業の概要ですが、対象者は認定農業者、認定新規就農者です。対象経費の要件は、新品の税抜き 700 万円以上の農業機械導入経費に対して、上限額を 1000 万円として、2 分の 1 の補助金を交付するということになっております。今年度、対象者の方には、4 月 23 日付で郵送で案内を送付してあります。補助金の受け付け申請期間につきましては、5 月 1 日から 30 日までで、広報おおた等にも掲載予定となっております。今年度につきましては、申込者多数の場合には、採択ポイント方式ということで、年齢、農業収入額、経営規模等をポイントに換算し、そのポイントが高い方を優先に補助金を交付する形に変更しています。

次に、9 番の農業機械購入助成事業費補助金をご覧ください。こちらの事業の概要ですが、対象者の方は、認定農業者、認定新規就農者となっております。目的としては、農業経営の安定化や農業振興を図ることを目的に農業用機械または農業用施設の購入に対して補助を行う事業となっております。補助金額については、200 万円を上限として、5 分の 1 の補助率となっております。こちらの補助金につきましても、対象者

の方を限定していますので、すでに対象者の方にはご案内の通知を送っています。ちなみに、8番と9番の大型農業機械の補助金については、併用受給は不可ということになっております。

続きまして、15番をご覧ください。こちらは野菜花卉生産力強化事業補助金で県単補助金になります。昨年度までは、野菜王国ぐんま総合対策事業補助金という名前でしたが、今年度から群馬県のほうで補助金の名前が変わりまして、内容も一部変更になっております。昨年度は野菜振興というところが対象だったんですが、今年度から新たに花卉の方もメニューに加わりました。主な事業の内容ですが全部で7つのメニューがありまして、野菜のメニューが4つ、それから花卉のメニューが3つになっております。対象者につきましては、こちらも認定農業者、認定新規就農者、それから農業公社の組織する団体ということで、補助率等は、右側に記載のある通りです。こちら詳細については群馬県のホームページ等ご確認くださいと思います。

最後に、16番の農業経営力向上事業費補助金をご覧ください。事業の概要といたしましては、農業の将来を担う力強い経営体を育成するために、認定農業者、認定新規就農者、農業法人等に対しまして、経営の安定や発展に必要な施設整備費、機械導入費が補助金の対象となっております。補助率等につきましては右側の1番から3番に記載されておりますので、後程ご覧いただければと思います。

以上、主な事業につきましてご紹介させていただきましたが、詳細につきましては、農業政策課、農協にお問い合わせいただければと思います。以上で、令和7年度の農業政策課補助事業の説明を終わります。ありがとうございました。

議長 ご苦労さまです。ただいま、農業政策課の説明が終わりましたが、ご意

見ご質問等ございますか。

- 5 番農業委員 大型農業機械の導入補助金はいいいんですけど、私もそうですが、やはり小さい農家がいっぱいいます。昔は認定農業者への補助も 2000 万あったんですよ。いつの間にか 1000 万円になったんだけど。今回はたまたま遊休農地の条件を外してもらったんで皆さん該当するようになったんだけど。大型農業機械の導入補助金に 1 億円あるんだとすればもうちょっとこっちに来年度予算をまわしてもらいたい。そうしないと、購入できる人いないよね。大型農業機械への補助があるのはそれはそれでいいんだけど。それをちょっと検討してもらうようにしないと。大型の方に、税抜き 700 万以上の制約があるから、そんな高い農機具はあまりないんで。来年度に向けてもうちょっと配分をうまくしてもらおうと、皆さんが使いやすくなるのかな。

あともう 1 つ説明なかったんですけど、農協が絡んでいる水稻に関する事業で 170 万円助成があるんですけど、昔 400 万あったんですよ。現状、やはりこの農協を維持するにあたって、この補助では多分経営不振になります。そうなったときに、あそこはもともと市の事業なんで農協の事業じゃないんですよ。そうすると、農協として経営不振になれば事業をやめることになるわけ。そうすると、農家の人が大変だろうと思うんですよ。そうならないように、ちょっと検討してもらって、補助金等を出してもらわないと。なので要望として、上にあげてもらったらありがたいです。

- 農業政策課 補助金の配分と予算額につきまして、今年度は予算を確定してますので、来年度に向けて検討させていただきたいと思います。

- 5 番推進委員 大型農業機械の補助申請に関してですが、これは今年度限りで終わりますか？来年度以降も続くわけですか？

- 農業政策課 来年度に関しては今年の１０月に来年度予算を決めていく形なので、今のところは未定になっていますけれども、皆様からの要望が多数出ておりますので、こちらの補助金が続くような形で努めて参りたいと考えております。
- ５ 番推進委員 もう１点、２３日に補助金の該当者に通知を出したと言うが、まだ私の所には届いていません。大丈夫でしょうか？
- 農業政策課 地域によってはまだ届いていないところがあるかと思いますが、先着順ではなく５月末までの長い期間で受け付けておりますので焦らずに対応して頂ければと思います。不明点等があれば、またお問い合わせいただければと思います。もし来週の火曜日ぐらいまでに郵送で届かなければ再送等で対応しますのでよろしくお願いします。
- ５ 番推進委員 前は先着順で枠がすぐに埋まったという話があったんですが、今回はその心配はいらないのでしょうか？
- 農業政策課 そうですね。今回はそれを踏まえまして、先ほど申し上げたポイント表を作成させていただいて、農業者の年齢、農業規模、収入等で全部で最大３５点なんですが、点数の高い方から優先的に予算を使っていくという感じです。
- ５ 番推進委員 ありがとうございます。
- 議 長 ９番の農業機械購入助成事業費補助金の１０００万円の予算に関して前年度の予算の消化状況を教えてください。
- 農業政策課 昨年度に関しては手持ちの資料がなく細かい数字まではお答えできませんが、昨年度の予算は１０００万円あっていくらか予算が余ってしまいました。
- ５ 番農業委員 だから、それに関しては今まで遊休農地っていう条件があったから、申し込めない人がいたんですよ。今年度からはそれを撤廃してもらったん

で認定農業者の方たちは申し込めるようになったと思うけど。

議 長 これはアタッチメントなどの小さいものも対象になるんでしょうか。

5 番農業委員 小さい農機具は要望したんだけど、別の予算を取ってもらわないと規模の小さい農家が大変になってしまう。

議 長 それと、水稻保全は農協がちゃんと市に陳情すべきということですかね。

5 番農業委員 本来それは農協では無くて極端なことをいえば市の事業になってくと思います。米を作る農家がいなくなってしまうようにも農協の方で水稻保全をやるのであれば、農家が大変にならないようにしっかりと市には助成をしてもらわないといけない。要望ということで是非よろしくお願いしたいです。

議 長 15 番の補助金についてこれは機械は対象なんでしょうか。

農業政策課 こちらは詳細は答えできませんがハード事業とソフト事業があるのでハード事業の方であれば対象になるかと思います。

議 長 申請先は県の方でもいいんですか？

農業政策課 申請は市を通しての形になると思います。

議 長 県と市で予算等調整しながら流動的に補助ができるようになればいいですね。

農業政策課 そうですね。市の窓口の方にいろいろと細かいところを相談いただければ、そこから対応させていただきたいと思います。

議 長 来年度予算と言わず、補正予算で対応できるものは、ぜひその中で検討していただければ良いかなと思います。

次に令和 7 年度各種整備事業について農村整備課よりお願いします。

農村整備課 各種整備事業の説明ですが、このうち本日は 2 つの補助事業、多面的機能支払交付金、土地改良事業補助金につきましてその概略をお話します。まず多面的機能支払交付金事業は簡単に申し上げますと、農村地域の草

刈や水路管理、そういった事業に関して交付金が出るものです。市内にたくさんの農水路、農地がございますので、その草刈りや花植えなどのソフト事業に対しての補助金です。

農地や水路周りの除草につきましては、所有者や耕作されている方に対応をお願いしているところです。ですが、農業をされている方が減少している状況の中でなかなかやりきれない部分があります。そういった中で、こうした事業の交付金を活用して頂いて環境整備を行っていただけるのかなと思います

次に概要をパンフレットに沿って説明します。まず多面的機能支払交付金です。この中に農地維持支払、資源向上支払（共同）、資源向上支払（長寿命化）という3つの事業があります。まず農地維持支払ですが、この作業内容が農地周り、水路、農道の草刈り、泥上げなどに対して交付金が支払われます。こちらの交付単価は、田んぼは10aあたり3000円、畑は10aあたり2000円ということで、作業のボリュームに対してお支払いするということではなく農振用農地、青地の面積当たりでの交付金の支払いになります。

続きましては資源向上支払（共同）についてですが、こちらは上の事業に加えまして、水路の補修、農道脇の植栽活動や農業体験、そういったものに使える補助金です。交付単価については田んぼは10aあたり2400円、畑は10aあたり1440円です。

3つ目は資源向上支払（長寿命化）という事業になります。素掘り水路やゲートの更新などが対象となります。交付単価は田んぼは10aあたり4400円、畑は10aあたり2000円です。

右のページに移っていただきまして、交付金の対象となるには？ということですが、こちらの方は個人では対象になりませんので、作業を行っ

ている方たちで活動組織を立ち上げる必要があります。活動組織につきまして、既存の水利組合や営農団体を中心にして組織化されているところが多いようです。加えて自治会などが主体になって立ち上げているところもあります。また、こちらの活動は5年間継続することが条件となります。活動組織の例としては農業者に加えて、例えば生産法人、それから自治会等が地域住民、また、学校等のPTAや消防団など、そういった方がそれぞれの組織作りができるので、農家の方以外にもご協力をいただけることとなります。次に活動の流れについてですが、国の補助金ということでもあり、ある程度書類の作成や計画の作成なども求められています。それから交付金はどのような活動に使えるかについてですが、例えば活動の日当、刈払機等の機械の購入、それから一部ですが外注の工事にも使えます。また、作業時のお茶代などそういったものにも幅広く使うことができます。次に県内の事例についてですが、現在いろいろな事業を行っていますので参考にして頂ければと思います。

事業の詳細についてのお問い合わせ先は、太田市の窓口は農村整備課ですが群馬県の方も力を入れている事業ですので、県のほうにもお問い合わせをいただければというお話も伺っています。このような形で今年度も引き続きお願いできればと思います。

私たちも皆様からお話をいただければ地区の集会場ですとか、そういった所に出向きまして群馬県の担当者と一緒に、説明会をさせていただきますので、ぜひよろしく願いできればと思います。

続きまして、土地改良事業の説明をさせていただきます。どんな事業かというと農地基盤を整理することで、生産性の向上、拡大につなげるためのものです。現在市内では二つの地区で実施されておりまして、緑町地区での圃場整備事業、それから、藪塚西部地区での排水対策事業というこ

とで行っています。それぞれ着手中で、緑町につきましては、予定ですが令和 9 年、藪塚西部につきましては令和 10 年には完成予定です。また尾島東部地区につきましても、現在事業化予定で協議中です。今後もこのような事業を継続して行っていきたいと考えていますが、事業には多額の費用がかかりますので、本市では県営事業での実施を考えています。規模的には 20 ヘクタール以上が、こういった県営事業の条件で、広い地域で整備をして効率的な事業につなげていくということが目標です。特に土地改良事業されてない地区や、一度話しが出たが保留になっている地区もあります。ぜひこちらのほうは地元からお話が合った際には、委員さんがその地域の代表ということで、農村整備課にご相談をいただければ、県と協議し事業化に向けて話しを進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ご質問等あればお願いします。

16 番農業委員 多面的機能支払交付金の関係について、これは市に対して水路や農道などの整備補修ができない場合に、この多面的機能支払交付金を使える非常に便利な事業だと思います。ただ、これが交付基準額に対して、実際に交付になる金額が約 75%、4 分の 3 なんですよ。4 分の 1 が不交付なんですね。ということで、4 分の 1 の金額分の工事ができないという現状があるんですよ。そこをひとつご理解いただいて、何とか 100%が交付になるようにお願いをしたいです。

もう 1 点補足なんですが、午前中、知事とお話をする機会がありまして、その場で同じような問題を提起しまして、県の方でもぜひ理解をしてもらって 100%交付になるように要望したんですが、知事はまだあまり把握していないという回答でした。担当部署と相談をするというような話

がありましたので、おそらく県の担当部署にもお話が行くかと思いきし、県の方と協議をしていただいて、少なくとも太田だけは 100%の交付金をもらえるようにお力添えをお願いできればと思います。よろしくお願いします。

農村整備課 そうですね、太田市は群馬県内でも多面的機能支払交付金の事業実施規模の大きい自治体ですので、県の方にも強い要望をしていきたいと思いきし、皆様の方からも県の方とお話することがあれば、強力な後押しをいただけると、私どもとしても大変ありがたいので、協力してぜひ 100%の交付を目指していきたいと思いきし。よろしくお願いします。

議 長 他に質問はありますか。

5 番農業委員 今日待矢場で会議があったんで、私もずっと要望出したんですけども、やはり 100%の交付金がもらえるようになればと思います。

それと、交付の時期ですが決定額を早く出してもらわないと工事ができないんですよ。交付金額が 75%でくるのか 100%でくるのか 50%でくるのか、3 月時点でもう決定してもらわないと事業ができないのが現状です。だからちゃんとした予算を早急に決めてもらわないと。それと工事ができるのが稲刈りが終わった後なので期間が短くて難しいんですよ。だからなるべく予算額は決定してもらって交付してもらわないと。農地維持支払は交付できて長寿命化は交付できないってのは同じ 1 つの事業なのでどうもおかしいんですよ。確かに長寿命化は上限って書いてありますが、これは金額の上限であって、交付はできると思うんですよ予算を取るわけだから。だから農地維持も同じなんです。額が来るのがたぶん 6 月なんです。ただ、各地区 1 月から始動しているわけですよ。そうすると予算の繰り越しをするのだけでも繰り越しは基本的にいけない

ので、やはりその年度の予算が来ないと事業ができないので。だからやはり交付も早めにしてもらいたいような形をとってもらえればと思います。

農村整備課 私どもの方にもなるべく早めに交付金を配りたいのですけれども、県の方がその年度の交付金を決定するのが4月に入ってからということで、それから正式に県のほうに申請をしてという流れでやっていきますと、どうしても今お話があったような時期になってくるのが実情です。ですので、このあたりは私どもで、何ともできない部分もありますが、県に先ほどの交付額の率と併せて要望をしていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

議長 他に質問はありますか。では、私から。
多面的機能支払交付金に関して、私が毛里田地区出身なのですが、毛里田地区で多面的機能の組織をつい最近設立しました。これは農村整備課のご協力を得た上で調整しまして、最適化推進委員の岡田長夫さんに会長をやっていただき進めています。そして、これは会計事務が非常に大変なので、待矢場にお金を払って会計部分だけお願いをするということで、先ほどのリストの中の待矢場の運営委員会に私どもも入らせていただきました。それともう1つ古戸町が入りましたからこの2つが新しく入るのではないかと思います。ただ、やはり組織を作る場合は中心になる方が誰かいないと難しいかなという感じです。

それともう1つ教えて欲しいのは、先だって土地改良法が改正されて、それでだいぶその権限が国から下に降りてきますけれども、農村整備に絡んで、何かがこれまで以上に簡単になるとか予算の額が増えるとかそういう話しはあるのでしょうか。

農村整備課 現時点では大幅に変わってくるというところは把握していません。今後動きがありましたら情報を共有していく中で事業を実施できればと思い

ます。

議 長 はい、ありがとうございました。他に質問等無ければ終わりたいと思います。それではその他を終了といたします。議事等の審議がすべて終了しましたので、これにて議長の任を降ろさせていただきます。長時間にわたり熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。以上で、総会のすべてが終了いたしました。これをもって、太田市農業委員会第2回定期総会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。

閉 会 午後5時00分